

広報

2017年/平成29年

6月号

-No.257-

おおつき

町民のうつき
(平成29年6月1日現在)

世帯数 2,704戸 4~5月中の異動
人口 5,292人 出生..... 2人
男 2,547人 死亡..... 14人
女 2,745人 転入..... 19人
転出..... 28人

発行:大月町(☎0880-73-1181)
編集:大月町広報編集委員会



主な内容

ページ

75歳以上の皆さんへ	2
医療保険の軽減率が変わりました	
住宅改造支援事業について	
70歳以上の皆さんへ高額医療費の上限額が変わります・・	3
国民健康保険税の軽減判定所得が見直されます	
毎年受けよう!特定健診	4
地域包括支援センター通信No.5	5
地区で介護予防に取り組んでみませんか?	
児童手当現況届の提出について	6
シリーズ防災	
公民館だより	7
地域おこし協力隊が行く!	8
大月町移住応援隊活動新聞	9
消防だより	10
県(地域支援企画員)からのお知らせ	11
おしらせ	12
行事予定表(6月~8月)	13
5月5日わんぱくフェスティバル	14
5月20日公民館サークル発表会	

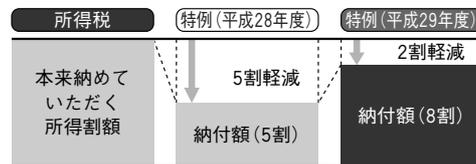
第3回 移住者交流会「磯遊び」
檜西海水浴場にて

75歳以上の皆さんへ 医療保険料の軽減率が変わりました!

75歳以上(65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入された方を含みます)の方の保険料は、①年収に応じて納めていただく部分(所得割)と②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

① 所得割の額が変わる方⇒年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に**5割軽減**されていましたが、平成29年度は**2割軽減**になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



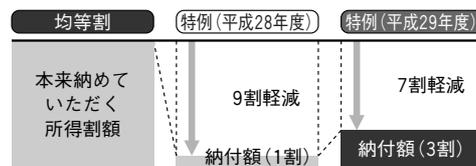
② 均等割の額が変わる方⇒元被扶養者で特定の要件に該当する方

○元被扶養者とは

後期高齢者医療保険に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

○特定の要件の例

单身の方であれば、年金収入が168万円を超える方、75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合などです。



平成28年度までの均等割は、特例的に**9割軽減**されていましたが、平成29年度は**7割軽減**になります。
※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さんへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

※引き落とし額の間違いではありませんので、ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額 年額4,530円						
700円	700円	700円	830円	800円	800円	
▼						
平成29年度の保険料額 年額13,590円						
800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円	
4月	5月	6月	10月	12月	2月	

※実際の全額は、都道府県ごとに異なります。

■お問い合わせ 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088-821-4526
町民福祉課 保険係(後期高齢担当) ☎73-1113

住宅改造支援事業について

本町に住所を有し、住宅改造を必要とする次に該当する世帯で、生計中心者の所得税額が30万円未満の世帯が対象です。

- ① 介護保険の要支援から要介護の判定を受けた方を含む世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方で身体上の障害が1級または2級の方(一部、運動機能障害のある障害等級3級を含む)を含む世帯
- ③ ①および②に該当しない65歳以上の高齢者のみで居住している世帯

補助対象基準額(総工事費)は、①および②の世帯は100万円まで、③の世帯は30万円までです。そのうち、県3分の1、町3分の1補助、残りは申請世帯の負担となります。改造内容によっては、対象にならないものもありますので、申請を希望される世帯は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(住宅改造支援事業担当) ☎73-1113

70歳以上の皆さんへ 高額療養費の限度額が変わります！

○高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。平成29年8月から、70歳以上の方の限度額が下表のように変わります。

限度額（月ごと）がどの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで			平成29年8月から		
適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>
一般	課税所得 <small>(※1)</small> 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 <多数回44,400円※2>
非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(国保担当) ☎73-1113

国民健康保険税の軽減判定所得が見直されます。

●国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準

5割軽減の対象世帯
旧 33万円+(26.5万円×被保険者数)以下
↓
新 33万円+(27万円×被保険者数)以下

2割軽減の対象世帯
旧 33万円+(48万円×被保険者数)以下
↓
新 33万円+(49万円×被保険者数)以下

●軽減判定所得早見表

種別	人数	世帯総所得金額
7割軽減	全	330,000円以下
	1	595,000円以下
5割軽減	2	860,000円
	3	1,125,000円
	4	1,390,000円
	5	1,655,000円
	6	1,920,000円
	7	2,185,000円
2割軽減	1	810,000円以下
	2	1,290,000円
	3	1,770,000円
	4	2,250,000円
	5	2,730,000円
	6	3,210,000円
	7	3,690,000円



種別	人数	世帯総所得金額
7割軽減	全	330,000円以下
	1	600,000円以下
5割軽減	2	870,000円
	3	1,140,000円
	4	1,410,000円
	5	1,680,000円
	6	1,950,000円
	7	2,220,000円
2割軽減	1	820,000円以下
	2	1,310,000円
	3	1,800,000円
	4	2,290,000円
	5	2,780,000円
	6	3,270,000円
	7	3,760,000円

■お問い合わせ 税務課 税務係 ☎73-1112

毎年受けよう！特定健診！

生活習慣病の予防・早期発見のために、「特定健診」と「特定保健指導」が行われています。毎年、特定健診を受診して、健康づくりに役立てましょう！

健診を受けないと発見できない病気もあります！

健康に自信がある方も、過信は禁物です。生活習慣病は初期には自覚症状が現れないケースがほとんどです。見た目は太っていないなくても油断はできません！体の中のことは健診でしか分からないのです。40歳を過ぎたら健診を受けて、客観的に健康状態をチェックすることが大切です。

健診を受ける時間は決してムダにはなりません！

健診を受けるのに必要な時間は、数時間から半日程度。それよりも、病気の発見が遅れて治療に時間を取られる方が大きな問題です！長期の入院生活を余儀なくされれば、貴重な時間を失うことになります。一見、回り道と思えても健診を受ける時間は、将来の大切な時間を確保することにつながります。

病気を早期に発見できれば短期間で治すことができます！

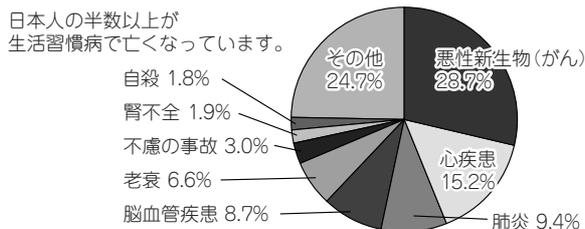
生活習慣病は、進行すれば命にかかわる危険がありますが、初期の段階で発見して生活習慣を改善していけば、治癒することは十分に可能です！また、時間も費用もそれほどかからずに済むことが多いのです。病気が見つかるのは怖いことではなく、むしろ早期に発見できるチャンスだと思いませんか？

現在通院中の方も特定健診を受けましょう！

定期的に病院に通っていて「健診は受けなくても大丈夫」と思っていないですか？持病等に関する検査は行っている、特定健診と同様の検査は実施していないケースが多いので、通院中でも積極的に健診を受けましょう。病気の芽は思わぬ所に潜んでいるかもしれません。

ご存知ですか？生活習慣病の恐ろしさ！

右のグラフは、平成27年度の主な死因別死亡者数の割合です。なんと、日本人の死亡原因は、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が半数以上を占めているのです。特定健診を受けて、生活習慣病の予防・早期発見をしましょう！



■お問い合わせ 健診について：保健介護課 保健衛生係 ☎73-1365
受診券について：町民福祉課 保険係 ☎73-1113

ねんきんコーナー

経済的な理由などで、国民年金保険料を納めることが難しい場合には、未納のままにしないで、「免除」または「猶予」の手続きを行ってください。申請をして承認されると保険料の全部または一部の免除を受けることができます。「免除」や「猶予」になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。ただし、年金額を計算するときは、「免除」になった期間は保険料を納めたときに比べて2分の1の額に、「猶予」になった期間は年金額には反映しません。

手続きをするメリット…

保険料を免除された期間は、老齢年金を受け取る際に、納付した場合の2分の1の額が受け取れます。「免除」「猶予」を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

●**受付期間**

申請は7月1日から随時受付（申請年度は、7月から翌年6月までとなっています）
平成29年度分の申請は、7月1からの受付となります。

●**申請に必要なもの**

年金手帳・認印（本人が署名される場合は不要）・本人確認書類（運転免許証など）・退職や失業を理由に申請する場合は、雇用保険受給資格証、雇用保険被保険者離職票などの写し

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係（年金担当） ☎73-1113
幡多年金事務所 ☎0880-34-1616

地域包括支援センター通信…………… No.5

今回は、柔軟体操と筋力体操について紹介します。

関節を柔らかくすることと、下肢筋力を強くすることで転倒予防や骨折予防に効果があります。ぜひ、生活の中に取り入れてもらいたいと思います。

<柔軟体操> ※10回程度

肩ぐるぐる回し体操



手を肩の部にそろえます。ひじで円を描くように、背中から前に向けて回しましょう。

バンザイ体操



両手を斜めに上にあげて、5～10秒とめてゆっくりおろします。腕があがりにくい場合は、手のひらを内側に向けてと上がりやすくなります。

背中や足の筋肉を柔らかくする体操

片方の足を伸ばして床につける。反対側の膝をまげ、ゆっくりお腹に近づけます。左右交互にゆっくり行う。

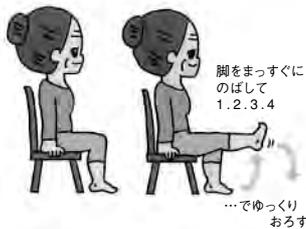


<筋力体操>

ひざを伸ばす運動

4～5回

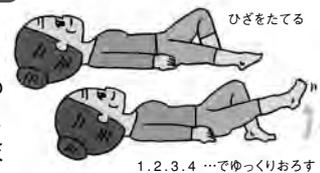
できるだけ背すじをのばし、膝をゆっくりのばす。足をまっすぐにした状態で4つ数え、ゆっくり下ろす。



太ももを上げる運動

4～5回

片方の脚をのばし、もう片方の脚は曲げる。のばした脚をそのままゆっくり下ろす。



ホームヘルパー(初任者課程)養成研修受講生募集

ホームヘルパー(初任者課程)を下記の日程により開催します。在宅でのホームヘルパーや施設での介護職員を目指す方、資格が取りたくても遠方へ通えず資格所得をあきらめていた方など、ぜひこの機会に養成研修を受講ください。

受講募集期間 6月5日～6月22日まで

募集人員 20名(先着順)

研修受講期間 6月26日～10月13日

なお、詳細につきましては下記までお問い合わせください。



地区で介護予防に取り組んでみませんか？

地区の介護予防の取り組みを支援するため、体操教室(大月げんき学校)を開催しています。教室終了後は、自主的に体操を継続している地区が増えていきます。

皆さんの地区でも体操を始めてみませんか？

日程：地区の要望に応じて週1回3か月間

場所：集会所など地区の集まりやすい場所

内容：筋力体操、健康教育など



■お問い合わせ 大月町地域包括支援センター ☎73-1700

児童手当現況届の提出について

児童手当を受給される方は、6月に現況届を提出しなければなりません。この届は6月1日における状況を記載し、受給できる要件があるかどうかを確認するためのものです。受付期間内に届が出されていないと、6月以降の受給ができなくなりますので、ご注意ください。受給対象者の方には、現況届等の書類を送付しています。受給対象者であるのに送付がないときは、お手数ですが下記までお問い合わせください。

○受付期間 6月1日（木）～6月30日（金）

○提出書類 ・児童手当現況届・受給要件確認票

○その他持参するもの ・印鑑・保険証（受給者のもの）

・児童と同居していない場合は、児童の属する世帯全員の住民票

・1月1日に本町に住民記録のない方は、前住所地の市区町村長が発行する所得証明書（平成29年度分）

■お問い合わせ 町民福祉課 福祉係 ☎73-1113

シリーズ防災 ～風水害対策～

今年も雨の多い季節がやってきました。近年全国的に「ゲリラ豪雨」と呼ばれる短時間の集中豪雨が多発し、想定外の被害を受ける地域が多く見られます。局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまってふる強い雨には注意が必要です。危険を感じたり、避難勧告等があった場合は、速やかに避難することを心がけてください。川の氾濫や土砂災害などの災害は一気に起こるため、避難が遅れると危険です。

雨量のめやす ※1時間あたり

○5～10mm

家の中にも雨の音が聞こえます。ところどころ地面に水たまりができます。

○10～20mm

雨の音で、話し声が聞きとりにくくなります。地面一面に水たまりができます。

○20～30mm

どしゃぶりです。小川やどぶ川があふれたり、がけくずれが起こったりする危険があります。

※30mm以上になると洪水や土砂災害の危険性があります、避難を始めてください。

避難時の注意点

- ・避難の前には、必ず火の元の確認をしておく。
- ・水深が20cmだとしても水の流れが速いと危険、特に高齢者や子どものいる家庭は、早い段階から自主的に避難することも考えておく。
- ・隣近所で声を掛け合い、2人以上での行動を心がけましょう。動きやすい服装で、動きやすい運動靴をはく。

被害をできるだけ少なくするために、いざという時に備え日頃から浸水被害に備えをしましょう。

○無理に外出しないように家の外の備えは事前にする

○避難場所と避難路の確認を行っておく

○雨が強くなる前に窓や雨戸をしっかりと閉めて、カーテンは引いておく

○側溝や排水溝に溜まったゴミを取り除き、水はけがよくなるようにしておく

○懐中電灯や携帯ラジオ、予備電池を用意する

○警報や注意報が解除されるまでは警戒を続ける

また、避難準備・高齢者等避難開始情報が発令されますと弘見の農村環境改善センターおよび姫ノ井の東部体育館を自主避難所として開放しますのでお使いください。

■お問い合わせ 危機管理課 消防防災係 ☎73-1140

公民館だより

公民館のサークル活動に参加してみませんか？

公民館ではいろいろなサークル活動をしています。体を動かしたり、カラオケを歌ったりと一緒に楽しみましょう！詳細については下記までお問い合わせください。

中央公民館	カラオケ・民謡・コーラス・絵手紙・詩吟(岳風会)(泉韶吟詠会)・俳句・歌謡体操・和紙人形・書道・日舞(若千代)(夢郷)・卓球・英会話・ちぎり絵
月灘分館	スポーツダンス・カラオケ・あじさいの会
安満地	歌謡体操



4・5月新着図書を紹介

いつも図書館のご利用ありがとうございます。

直木賞・本屋大賞ダブル受賞『蜂蜜と遠雷』、芥川賞受賞『しんせかい』各賞ノミネート作品や趣味の本など45冊、児童用図書69冊(紙芝居・キャラクター図鑑・行事のむかしばなし・世界名作アニメ絵本など)

また、高知県立図書館からお取り寄せや、県立移動図書館からも受け入れし貸し出しを行っております。皆さまのご来館をお待ちしております。

夏のおはなし会を開催します！

7月22日(土)午前9時30分より中央公民館多目室で絵本や紙芝居の読み聞かせなどのおはなし会をします。絵本や紙芝居の世界を楽しんでいただきたいと思ひます。

■お問い合わせ 中央公民館・図書館 ☎73-0049



国際交流員だより Let it Go アディのままで

毎週水曜日は、放課後子ども教室で遊びを交えた英会話で子どもたちに『英語で話す』楽しさを教えています。英語の絵本を読んだり、子どもたちと一緒に絵を書いて英語で絵本を作ったり。

この日は、ゲームで遊びながら日常使う簡単な英単語や英会話を勉強しました。人物あてボードゲームでは、相手の選んだ人物の特徴を英語で探りながら選んで行きます。たとえば「brown hair? (茶色の髪ですか?)」「boy or girl? (男の子ですか? 女の子ですか?)」とか。体を使うツイストゲームでは、「right hand, to green. (右手を緑に)」「left foot, to red. (左足を赤に)」などいつでも使えるやさしい英会話で遊びました。



子どもたちが、もっと英語に親しむにはどうしたらいいでしょうか? 英語が特別な言葉じゃないと思って欲しいです。そのためにも私たち外国人の国際交流員が子どもたちにもっと触れ合うことが大切です。



英会話にふれること、親しむこと。子どもたちに英会話の楽しさが伝わればいいと思ひます。

突然ですが、8月号で最後の「アディのままで」になります。今まで私の記事を読んでくれてありがとうございます～! 詳しくは8月号に記載しますのでお楽しみに～

■お問い合わせ 教育委員会 国際交流員 ☎73-1118

地域おこし協力隊が行く!

観光担当の浜岡です。

早いもので大月に引っ越してきて2年と少し。地域おこし協力隊も大詰め3年目を迎えました。観光担当ということで、町外県外の人に大月の魅力を知ってほしい、と活動しているうちに、なかなか入り込めない場所や、地域の文化や行事を取材することで、町民の方たちともお話しする機会を多くいただきました。

もっともっと大月の事を知りたいと書物をひもとき、昔の地域の姿を知りたいと地域の方と長い時間膝をつき合わせたり、時にはお祭りや山奥のふるい寺社を案内してもらったりすることもありました。

人口減少に伴い、神様も地区の中心の神社に移され、まとめられることも多いのですが、人が訪れなくなった場所にも素晴らしい景色がたくさんあり、今日はそんな「ちょっと行きにくいけど雰囲気のある神社」を3つご紹介したいと思います(地域の方が大切に守っている場所ですので、マナーを守って訪れてくださいね)。

【神殿のような頭集(立)の八皇子神社】

柏島へ向かう県道43号線沿いに頭集地区は広がります。大きく分けると立(たて)と頭集の集落があり、頭集集落には遅咲きのヒマワリが咲く田んぼの奥に音無神社がありその境内には川が流れています。立の集落にも八皇子神社があり、ここは43号線からも見えます。大きな杉の木立の中に、鳥居からゆるやかな階段がまっすぐ神社にむかって伸び、まるで神殿のように整然と、凜とした空気が感じられます。



▲神殿のような頭集(立)の八皇子神社

【梅の花と苔が美しい西泊天満宮】

西泊はすり鉢状に広がる小さな地区です。新しい時代になって地区を貫いて作られた坂道に沿って小さな天満宮があります。この社殿には天井絵もあります。天満宮といえば梅。梅の季節には白くて可憐な花々が頭上を彩ります。また、境内が一面の鮮やかな苔で覆われるのも大変趣きがあります。



▲梅の花と苔が美しい西泊天満宮

【大浦の白皇神社奥の小顔岩】

大浦地区は綺麗な浜と港の印象が強いですが、山に囲まれた地区でもあります。山手にはいくつもの神社があり、地区の奥の山道を入っていき、小さなせせらぎを渡ったところに白皇神社、さらに奥に山の神さんが祀られています。その奥には「龍の爪痕」という一筋の鋭い亀裂が走った岩壁や、大顔岩・小顔岩といった巨大な人面岩が静かに佇んでいます。



▲大浦の白皇神社奥の小顔岩

近年、旅行者のスタイルの中に、落ち着いた町でゆっくり過ごしたい、歴史や文化に触れたい、もう一步先の誰も行ったことのない場所に行きたい、というニーズが増えています。

自転車などのツールを利用し、大月の町をゆっくり楽しんでもらう。そんな風にお客さんをご案内したい。それが地域の魅力を伝えて継続させていく息吹になればと考えています。

■お問い合わせ まちづくり推進課 企画政策係 ☎73-1181

地域おこし協力隊facebook <https://www.facebook.com/otsukikochi>

「高知暮らしフェア」が大阪・東京で開催されます！

昨年、移住応援隊の仕事をはじめてから参加させていただいている「高知暮らしフェア」。いつも“参加してきました”のご報告でしたが、今回はどのようなものなのかを少しご紹介させていただきます。

「高知暮らしフェア」とは、高知県の住まい・地域の情報・仕事について、大阪・東京の各会場でI・Uターン希望の方々にPRする場です。各市町村のPR、移住交流コンシェルジュへの相談、先輩移住者セミナー、企業ブース等があります。

本町も人口が減少傾向にあり、各地区の行事などの担い手が減り、困っているところもあります。現在、地元を離れて学校生活や就職をされているお子様やご兄弟・ご親戚の方の中で、「そろそろ大月に帰ろうかな」と考えている方はいらっしゃいませんか？また、お知り合いの中で「大月町で生活してみたい」と考えている方はいらっしゃいませんか？

私達もフェアに参加します！もし、そういう方がおられましたら、この機会に会場へ足を運んでいただけるよう声かけをお願いできないでしょうか？会場では、お茶のサービスやプレゼントなどもあります。

ちょっとお茶を飲みに行こうか！と気軽な感じで立ち寄っていただけたらと思います。

よろしくお願いたします。

- 大阪会場 6月24日(土) 11:00~17:00
OMMビル2階 展示ホール(大阪市中央区大手前)
- 東京会場 6月25日(日) 11:00~17:00
東京交通会館 12階 カトレアサロンA B
(東京都千代田区有楽町)

URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/>



第3回 移住者交流会 ～磯遊びの巻～

5月27日、檜西海水浴場で、第3回移住者交流会を開催しました。

今回の磯遊びは、当初は11月頃の予定でしたが、5月の方が潮がよく引くということで急遽変更して開催しました。

今回参加していただいたのは、9家庭18名(内子ども6名)でした。

当日はお天気も良く、ニナを取ったり、釣りをしたりと楽しい時間を過ごせました。

ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました。

次回もまたご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします！

■お問い合わせ まちづくり推進課 移住相談員 ☎73-1181
移住相談員facebook <https://www.facebook.com/tsunagu.otsuki>





大月町消防団幹部紹介

町民の生命、財産を先頭に立って守っている大月町消防団の4月1日現在の幹部の皆さんを紹介します。(敬称略)

団本部

団 長 (平 山) 市原 泰
副 団 長 (柏 島) 梶原 正孝
副 団 長 (姫ノ井) 中平 誠

第4分団

分 団 長 (古満目部) 米澤 知史
副分団長 (古満目部) 福吉 裕一
副分団長 (中央部) 中平 敏文

第1分団

分 団 長 (弘見部) 中田 東稻
副分団長 (弘見部) 吉松 徳重
副分団長 (泊浦部) 平田 彰彦
副分団長 (亀ヶ迫部) 信田 和博

第5分団

分 団 長 (周防形部) 米花 昌明
副分団長 (周防形部) 中城 一幸
副分団長 (西泊部) 楠 勝志
副分団長 (榎ノ浦部) 端近 純男

第2分団

分 団 長 (安満地部) 畠中 秀夫
副分団長 (安満地部) 谷本 泰彦
副分団長 (橘浦部) 谷口 勝年

第6分団

分 団 長 (姫ノ井部) 東 昇
副分団長 (姫ノ井部) 依岡 一生
副分団長 (春遠部) 田辺 豊浩

第3分団

分 団 長 (柏島部) 黒田 澄夫
副分団長 (柏島部) 井上 隆
副分団長 (一切部) 坂本 越郎

第7分団

分 団 長 (才角部) 内原 威
副分団長 (才角部) 宮本 博信
副分団長 (大浦部) 吉岡 利昌
副分団長 (小才角部) 二神 満彦

高知県消防大会

4月26日、高知市で開催された高知県消防大会において、「消防団員配偶者功労感謝状」が、東 尚美さん(第6分団 東 昇さんの妻)に贈呈されました。

また、大月町消防団の多くの団員が「勤続章」、「功績章」を受章されました。おめでとうございます。

全国統一防火標語 **「火の用心 ことばを形に 習慣に」**

■お問い合わせ 幡多西部消防組合大月分署 ☎73-1313

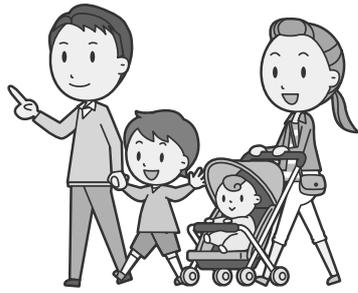
小型船舶乗船者に対する救命胴衣着用義務拡大

平成30年2月1日以降、総トン数20トン未満の船舶の船室の外にいる全ての乗船者に対して救命胴衣を着用させることが船長の義務になります。

救命胴衣の着用の有無が海中転落時の生死を分ける大きな要因の1つとなっていますので、船舶乗船時には必ず救命胴衣を着用してください。また、海上保安庁では、「会場の安全情報」として「MICS」というサイトを開設し、漁業者をはじめ、さまざまな海域利用者に安全情報などを提供しています。

■お問い合わせ 宿毛海上保安署 ☎65-8117

おめでと〜♡おめでとうございます
元気に育ってネ!



濱崎 心陽ちゃん(周防形)
平成29年4月14日生
保護者 満巴・麻衣さん

谷口 葵音くん(芝)
平成29年4月5日生
保護者 海渡・沙織さん

(4月〜5月届出分)

たんぽぽは
赤ちゃん

県(地域支援企画員)からのお知らせ

事業者や地域の皆さまのニーズや課題解決に向けた専門家派遣の支援を行なっています!

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

県では、産業振興計画に基づく地域アクションプランの実現に向けて、組織づくりや商品企画、生産、流通、販売に至るまで事業者の皆さまのニーズや課題解決につながる指導、助言等を行なう専門家派遣制度「産業振興アドバイザー制度」を用意しています。

例えば下記のようなお問い合わせに対して、活用例のような指導・助言が受けられます。

商品を充実させたい!

新たな商品の開発について

○活用例

- 商品の企画書づくり
- 地域の特産品を使った加工品の開発
- マーケティング手法の取得

県外に販路を広げたい!

効果的な販促方法や商品のブラッシュアップなどについて

○活用例

- 販売戦略作り
- HP等のITを使った商品情報の発信
- パッケージデザインの見直し

安定した経営を行ないたい!

現在の組織体制や収支状況等を検証し、今後事業を継続・発展させていくために必要となることについて

○活用例

- 経営改善計画づくり
- 生産管理手法の習得

新たな事業に挑戦したい!

事業を始めるにあたり、ビジネスプランづくりや衛生管理等について

○活用例

- ビジネスプラン・事業収支計画づくり
- リスク管理・衛生管理手法の取得

事業の立ち上げや新たな事業展開を図る場合など、ビジネスの経験が乏しく、課題自体が分からないため、どのように進めたらよいか、不安がある場合は「課題抽出のためのアドバイザー(専門家)派遣」も用意! 専門家がヒアリングを通じて、事業自体の検証を行い、事業を進めていくうえで解決すべき課題を抽出するお手伝いをします。

専門家への謝金(交通費を含む)を県が全額負担し、事業者の皆さまの持ち出しはありません。ただし、謝金・派遣回数には上限があります。

事業に関する課題解決やステップアップにご活用ください。

■お問い合わせ 地域支援企画員 岡崎未希子 ☎62-4117

おしらせ

INFORMATION

障害医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者(医療は、重度の障害を持つている方に、医療費の一部を助成するもの)です。

受給者証の有効期間は、通常交付の日から5年ですが、65歳以上の重度心身障害者の方のうち、平成15年10月1日以降に助成認定を受けた方は、毎年6月に更新手続きが必要で、(前年度住民税非課税世帯であることが対象要件です)

有効期間が6月30日までの受給者証をお持ちの方には、6月中旬に申請書を郵送しますので、お早めに申請をしてください。また、新たに該当すると思われる方は、お問い合わせください。

- 受付期限 6月30日(金)
- 持参するもの

- 申請書・対象者の保険証
- 印鑑・現在お持ちの障害医療費受給者証・申請者の個人番号カード、または通知カードおよび申請者の写真入りの身分証明書(障害者手帳・運転免許証等)

■お問い合わせ・受付場所

町民福祉課 福祉係
☎ 73-11113

ひとり親家庭医療費受給者証の申請について

ひとり親家庭医療は、所得税非課税世帯(前年分の父または母と子(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある方))を対象とした医療扶助です。

6月は更新月です。更新が必要な方には、6月中旬に申請書を郵送しますので、お早めに申請をしてください。また、区分および対象要件を確認し、新たに該当すると思われる方は、お問い合わせください。

- 受付期限 6月30日(金)
- 持参するもの
- 申請書・対象者全員の保険証・印鑑・現在お持ちのひとり

- 親家庭医療費受給者証
- 対象者全員の個人番号カード、または通知カードおよび申請者の写真入りの身分証明書等

■お問い合わせ・受付場所

町民福祉課 福祉係
☎ 73-11113

西部広域手話通訳者設置事業について

4月から、幡多総合庁舎内に手話通訳者を設置しました。手話を用いて聴覚障害者とのコミュニケーション支援を行います。

- 業務内容
- 手話通訳および聴覚障害者全般にわたる相談・支援の窓口
- 関係機関との同行通訳
- 聴覚障害者の実態調査および防災対策
- 相談日
毎週月・水・木曜日
午前9時から午後5時
(祝日、年末年始を除く)
- 相談料 無料
お気軽にご相談ください。

- お問い合わせ
幡多福祉保健所内
☎ 08800-3419633

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け「子どもの人権110番」電話相談の強化週間を実施します。相談は無料、秘密は厳守します。

- 実施期間
6月26日(月)～
7月2日(日)
- 受付時間
午前8時30分～午後7時
(土・日は午前10時～午後5時)
- 開設場所
高知地方法務局人権擁護課
(土・日は高松法務局人権擁護部)
☎ 0120-007-110
- お問い合わせ
高知地方法務局人権擁護課
☎ 088-822-3503

国家公務員税務職員採用試験

■受験申込受付期間

- ①インターネット

6月19日(月)午前9時～
6月28日(水)(受信有効)

- ②郵送または持参
6月19日(月)～6月21日(水)
(6月21日までの通信日付印有効)

申込みは、希望する第1次試験地に対応する人事院地方事務局(所)です。郵送する場合は簡易書留を利用し、受験証は受験票が届くまで保管してください。

持参の場合は6月21日(水)午後5時までに提出されたものに限り受け付けます。

■受験資格

- ①4月1日において高校卒業後3年を経過していない方
および平成30年3月までに
高校卒業見込みの方

②人事院が①に掲げる方に準ずると認める方

※試験日・合格者発表日・採用予定数・その他詳細については国税庁ホームページをご覧ください

国税庁ホームページ採用案内ページアドレス

(<http://www.nta.go.jp/soshiki/saiyo/saiyo03/shiken/02.htm>)

■お問い合わせ

中村税務署 総務課

☎0880-3512135



行事予定表(6月~8月)

月	日	曜日	行事名および内容	場 所	時 間		
6	25	日	大月町長杯第1回 グラウンドゴルフ大会	総合グラウンド	9:00~		
			誰もが楽しめるスポーツです。家族やともだち同士お誘い合わせのうえご参加ください。皆さんのご参加をお待ちしております。申込締切日は6月19日(月)です。				
			■お問い合わせ 教育委員会社会教育係 ☎73-1118				
8	19	土	第38回 大月まつり	総合グラウンド	17:00~		
			ちびっ子相撲、盆踊り、花火大会などなど、今年もさまざまな内容で大月の夏を盛り上げます!!皆さん、ぜひお越しください。				
			■お問い合わせ 大月町イベント実行委員会事務局(ふれあいパーク・大月内) ☎73-1610				

管内で詐欺被害発生!

3月、4月と管内で2件の詐欺被害が発生しました!!

●3月還付金詐欺96万円(被害者:60代女性)

宿毛市内の60代女性宅に、市役所職員を名乗る男から「健康保険の払い過ぎがあり3万360円が戻ってくる。」という電話がかかってきました。その後、銀行員を名乗る男からATM機に行くよう言われ、指示通りに操作し、3つの金融機関の口座から4回に分けて合計96万円を振り込んでしまいました。

●4月オレオレ詐欺100万円(被害者:70代女性)

宿毛市内の70代女性宅に県外の息子を名乗り「知り合いの女性を妊娠させてしまった。慰謝料として100万円用意してもらいたい。」という電話がかかってきました。女性は金融機関のATM機から100万円を振り込んでしまいました。

ATM機でお金が返ってくる手続きはできません!市役所職員や、銀行職員、医療機関がATM機の操作をお願いすることは絶対にありません!!!

子供さんや、お孫さんから電話がかかってきた場合は、1回電話を切り、ご自身が前から聞いていた電話番号にもう一度かけなおしましょう!

地域安全コラム

事務局
宿毛地区地域安全協議会
宿毛警察署刑事生活安全課内
地域安全アドバイザー 野津 結
☎63-0110



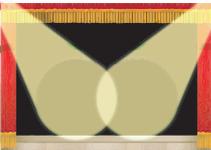
5月
5日

わんぱくフェスティバル



5月5日ふれあいパーク・大月内にいろいろなゲームステージが設けられ、朝9時から一斉にスタート！子どもたちは期待に胸を膨らませ、笑顔いっぱいにはりきって挑戦していました。

全ステージを駆け回って、最後に待っているのは豪華景品が当たるお楽しみの大ビンゴ大会！スタッフが数字を読み上げる度に会場が盛り上がり、たくさんの子どもたちが、当たった景品を手に嬉しそうにしていました。



公民館サークル発表会

5月
20日

5月20日、農村環境改善センターにおいて第15回公民館サークル発表会が賑やかに開催されました。公民館サークルメンバー（19ステージ・出演者84名）の皆さんが、日頃の練習の成果をおおいに発揮しました。皆さんもぜひサークル活動に参加してみませんか。



知っちょこ！大月まめ知識

カツオよりうまい！？ハガツオ

Vol.27

近所の漁師さんたちが時々研究所に獲れたての魚を持ってきてくれます。ついさっきまで沖で泳いでいたものなので、どの魚もこれ以上ないという抜群の鮮度。実に贅沢なおすそ分けだと思います。いろいろな魚をもらいますが、特に嬉しいのはハガツオです。ハガツオはカツオに近い種類の魚で姿もよく似ています。カツオと比べるとキツネ顔で、口には細かい歯が生えています。カツオ特有の癖がなく非常に美味しい魚です。獲れたては透き通るような身の色で刺身にするるとまさに絶品。漁師さんに「カツオとハガツオ、どっちが欲しい？」といわれたら、私は迷わずハガツオを選びます。鮮度が落ちるのが早いので、産地以外ではなかなか口にすることはできません。ハガツオは身をおろしたあとの中骨や頭の軟骨部分なども食べることができます。酢を使った料理で鮭を使った「氷頭なます」に似ています。食感が面白く、なかなか乙な味です。（黒潮生物研究所 中地 シュウ）

